新潟市公告第２５１号　　掲示期間 5.23 - 6.1

入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札を行いますので，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第８条の規定に基づき公告します。

令和４年５月２３日

新潟市長　中原　八一

１　入札に付する事項

（1）品　名	小形除雪車（１．０m級）（南区）（その２）
（2）品質・規格・数量など	仕様書のとおり
（3）契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
（4）入札日時・場所	令和４年６月１５日　午後１時３０分 新潟市役所本館２階　契約課入札室 ただし，郵送で入札する場合は，書留郵便により令和４年６月１４日午後５時まで(必着)に，３(2)の場所に提出してください。
（5）履行期限・履行場所	令和５年３月２０日 新潟市南区能登２丁目３０２
（6）入札保証金	新潟市契約規則第１０条第２号により免除
（7）入札を無効とする場合	新潟市契約規則第１７条第１項の規定に該当するときは無効とし，入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
（8）入札を中止とする場合	新潟市契約規則第１９条第１項の規定に該当する場合には，入札を中止することがあります。
（9）談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，前項の規定によるほか，抽選により入札者を決定するなどの場合があります。
（10）契約保証金	新潟市契約規則第３３条及び第３４条の規定によります。
（11）予定価格	公表しません。

（12）最低制限価格	設けません。
（13）契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2　入札参加資格の要件

（１）　新潟市内に本店，支店または営業所があり，かつ，当該本支店等が本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者

（２）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者

（３）　指名停止措置を受けていない者

（４）　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表第２の９（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

（５）　当該調達物品納入後 10 年間以上の部品の供給が可能であり，また修理に必要なサービス工場を有し，納入区役所管内において迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

（６）　別添調達物品の仕様書に基づく製作仕様書およびこの製作仕様書に基づく調達物品の性能を証明する資料等を提出できる者。なお，上記の提出書類はいずれもＪＩＳに定める仕様書様式に準ずるものとし，別添調達物品の仕様書に対応する部分に蛍光ペンでしるしをつけること。

（７）　「アフターサービス・メンテナンスの体制表」（別紙１），「サービス工場又は協力工場等」（別紙２），「サービス部品在庫一覧表」（別紙３）を提出できる者

3　入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合，次により申請してください。なお，入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

（１）　提出書類　一般競争入札参加申請書（別記様式第２号）　２部

（２）　提出先　　新潟市財務部契約課物品契約係
〒９５１－８５５０　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
新潟市役所本館２階
電話　　０２５－２２６－２２１３
ＦＡＸ　０２５－２２５－３５００

（３）　提出方法　持参又は郵送

（４）　申請期限　令和４年６月６日

（５）　受付期間　入札公告の日から申請期限の日の午前９時～午後５時
（土・日・祝日を除く）

4　質疑書の提出について

質疑事項がある場合は，次により質疑書を提出してください。

（１）　様式　　別紙様式に準じて作成してください。

（２）　提出期限　令和４年５月３１日
（３）　提出先　　３（２）に同じ
（４）　提出方法　ファクシミリのみとします。
（５）　回答日　　令和４年６月３日まで
（６）　回答方法　個別にファクシミリにて回答するほか，入札控室に掲示します。
（７）　その他　　電話での受付は一切行いません。
　　質疑書には，正確な番号及び件名を記入してください。また，返信用ファクシミリ番号を必ず記入してください。

５　入札時の注意事項
（１）　入札参加申請後に入札を辞退する場合は，書面で届け出てください。
（２）　入札時間に遅れた場合は，入札に参加できません。
（３）　入札場所に入室できるのは，入札参加申請者毎に原則１名とします。
（４）　代理人が入札する場合は，委任状を提出してください。
（５）　落札者の決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は，消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。なお，入札金額の訂正は無効とします。
（６）郵送により入札する場合は二重封筒とし，外封筒に「入札書在中」と朱書きしてください。
（７）　予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度入札を一回行います。再入札の方法については，別途指示します。ただし，初度入札で無効とされた者，失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は，再度入札に参加できません。

６　落札者の決定
　落札者が決定したときは，直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。
　ただし，落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は，落札決定を取り消し，仮契約を締結していた場合は，本契約を締結しないものとします。

別記様式第２号

一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　（押印不要）
担当者
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

下記入札の参加資格要件を満たしており，入札に参加したいので，新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第５条第１項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和４年５月２３日
番　　号	新潟市公告第２５１号
品　　名	小形除雪車（1.0m 級）（南区）（その２）

別紙様式

質　　疑　　書

年　　月　　日

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　（押印不要）
（担当者　　）
（ＦＡＸ番号　　）

１　番　号　　新潟市公告第２５１号
２　品　名　　小形除雪車（1.0m 級）（南区）（その２）

質　疑　事　項

別紙１
アフターサービス・メンテナンスの体制表

メーカー（本社）

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

製作工場

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

メーカー(支社・営業所) or 代理店

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

部品供給センター

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

消耗部品　　輸送手段：
　　所要日数：

一般部品　　輸送手段：
　　所要日数：

サービス工場等　※詳細は別紙２に記入

（注）１．部品供給センターからサービス工場までの輸送手段と所要日数を記入する。
２．消耗部品とは通常の稼働状況で１年程度の期間内の消耗、又は劣化により交換が必要となる部品をいう。
３．一般部品とは、５年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品
４．所要日数が消耗部品で１日、一般部品で３日を超える部品については、その名称と所要日数を記載した書類を提出すること。

別紙２

サービス工場又は協力工場等

№				
社　　名				
工　場　所　在　地				
TEL（ 除雪期間連絡先 ）				
整　備　員　人　数 （整備士内訳を記入のこと）	計　　人 級　　人 級　　人 級　　人 その他　　人	計　　人 級　　人 級　　人 級　　人 その他　　人	計　　人 級　　人 級　　人 級　　人 その他　　人	計　　人 級　　人 級　　人 級　　人 その他　　人
入札参加希望者との関係	直　営　・　協　力	直　営　・　協　力	直　営　・　協　力	直　営　・　協　力
当該機械の昨年度整備実績	台　／　年	台　／　年	台　／　年	台　／　年
作業着手までの所要日数				
自動車分解整備事業者＊	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無
特定自主検査登録業者＊	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無
緊急時の整備員派遣体制 及びｻｰﾋﾞｽｶｰ保有台数	有　・　無 有（　　台）　・　無	有　・　無 有（　　台）　・　無	有　・　無 有（　　台）　・　無	有　・　無 有（　　台）　・　無
緊急時における 最遠地までの到着時間	地　名 時間	地　名 時間	地　名 時間	地　名 時間
指定自動車整備事業者＊	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無
当該機種の整備マニュアル （メーカー発行のもの）	保有　・　なし	保有　・　なし	保有　・　なし	保有　・　なし
管内区役所名				

（注）　１．協力工場の場合は、契約書などの証明書類（写し）を添付願います。

２．＊印の付いた項目で「有」とした場合は、確認書、登録証などの（写し）を添付願います。

３．緊急時の整備員派遣体制で「有」とした場合は、昨年度の連絡系統及び派遣体制を添付願います。

４．緊急時における最遠地までの到着時間は、納入区役所管内でサービス工場から最も遠い位置までの地名及び所要時間を記入して下さい。

５．調達物品の整備が可能な新潟市内の工場を全て記入し、調達物品を納入する区役所の整備を担当する工場が書かれた列を蛍光ペンで囲んでください。

別紙３
サービス部品在庫一覧表

調達物品名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No	項　　目	内　　容	在庫量（台分）			供給可能年数	備　　考
			本社	部品ｾﾝﾀｰ	ｻｰﾋﾞｽ工場		

小形除雪車（１．０m級）仕様書

建設機械管理番号【Ｋ０４－００１２】

令和３年度
新　　潟　　市

小形除雪車（１．０ｍ級）仕様書

概　　要

この仕様書は、小形除雪車（１．０ｍ級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については新潟市長　中原　八一（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

１．性　　能（JIS D6509 性能試験）

（１）最大除雪量	200 t/h	以上
（２）投雪距離	0～12 m	以上
（３）最大除雪幅	1,000 mm	
（４）最大除雪高	800 mm	以上
（５）走行速度	15 km/h	以下
（６）運転室内騒音レベル	「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省平成４年10月１日､基発第546号)第Ⅰ管理区分に準ずる。（測定方法はJCMAS H011の機械定置時による）	

２．除雪装置

（１）形　　式	ツーステージ形、ロータリ除雪装置
（２）構　　成	オーガ・ブロワ・固定式ブロワケース・中折れ式シュート
（３）能　　力	
シュート旋回角度	250 度 以上
シュート高さ	1,900 mm 以上
昇降範囲	地下50mm～地上300mm　以上
チルト角度	左右各5 度 以上
シュー	除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること
安全装置	除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、（シャーピンの切断等により）除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガ系、ブロワ系に各々設けること。 また、オーガ空転防止装置を設けること。
その他	シュート系統、装置チルトは油圧作動とする。

３．主要諸元

（１）全　　長（走行姿勢）	4,700 ㎜	以下
（２）全　　幅（除雪装置含む）	1,000 ㎜	以下
（３）全　　高（黄色灯火上端又は前照灯カバー上端まで）	2,000 ㎜	以下
（４）最低地上高	150 ㎜	以上
（５）車両総質量	2,500 ㎏	以下

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。また，乗員１名は車両総質量に含まないものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）	4.0 ｍ	以下
（７）乗 車 定 員	1 人	

４．車　　体

（１）機　　関	
形　　式	水冷、ディーゼル機関
定 格 出 力	29 ㎾ 以上
（２）駆動方式	
形　　式	総輪駆動式
（３）タイヤ	
形　　式	スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ
（４）走行装置	
	後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること
（５）かじ取装置	
形　　式	油圧式車体屈折機構式
（６）運転室	
構　　造	密閉形
窓	(前)冬用ワイパーブレード付

５．計器類

（１）運行記録計（45km/h、7日計）	１式
（２）機関回転計（運行記録計組込型も可）	１式
（３）燃料計	１式
（４）アワーメータ	１式
（５）油圧計又は油圧警告灯（走行用油圧回路補給用）	１式
（６）水温計	１式
（７）充電警告灯	１式
（８）機関油圧計又は機関油圧警告灯	１式

６．照明装置類

（１）黄色灯火（散光式）	前 回転式	φ66㎜以上	１式
	後 散光点滅式	φ160㎜以上	１式
（２）シュート作業灯			１灯以上

７．付属装置及び付属品

７－１　車両総質量に含むもの

（１）バックブザー	１式
（２）カーヒータ	１式
（３）ウインドウォッシャー（前面、電動式）	１式
（４）標識板（300×500㎜以上、車体後部取付）	１式
（５）アンダーミラー(後)	１式

７－２　車両総質量に含まないもの

（１）標準付属工具	１式
（２）取扱説明書	１部
（３）部品表	１部
（４）履歴簿	１部

８．塗　　装

国土交通省建設機械塗装基準による。

９．検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10．納　　品

10-1 納入期限

令和５年３月２０日

10-2 納入場所

新潟市南区能登２丁目３０２

10-3 納品書

納入の際は納品書を添付すること。

11．保　　証

納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が１箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

12. その他の事項

12-1 製造期日等の指定について

納入機は新品でなければならない。

12-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は契約金額に含むものとする。ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

13. その他の仕様

車体の見やすい位置に、「図１新潟市標識図」の標識を表示する。また、「新潟市」を丸ゴシック体で記入する。寸法については、車体に表示できる範囲とする。



図１　新潟市標識図

小形除雪車（１．０m級）オプション装備

１．チェーン	１式
２．床マット	１式
３．雪切板（両側）	１式
４．油圧式チップバック	１式
５．運転室　窓　前面熱線ガラス	１式
６．ステップランプ	１式
７．鍵付給油口キャップ	１式
８．シガーソケット（スマートフォン充電用）	１式
９．走行手動レバー	１式
１０．作業灯（後部）	１灯以上

※１は車両総質量に含まない。２～１０は車両総質量に含む。